

東広島市公共施設保全業務 必須要件

次の事項については、必須要件となります。

提案書を提出した者は、その記載内容に関わらず、次の事項が実現できるものとします。
いずれか1つでも実現できないときは、本市が契約を締結しない又は受注者の事情による契約解除の事由に該当します。

1 業務実施について

- 本業務に関する指揮監督を行い、業務履行の管理を行う「総括責任者」及び総括責任者の指揮及び監督の下、担当業務に従事する「業務従事者」を配置すること。
- 総括責任者は受注者（企業グループの場合は、その構成員のいずれか）と直接の雇用関係がある者とし、総括責任者は修繕にかかるマネジメント業務に従事する業務従事者を兼ねることができないものとする。
- 修繕にかかるマネジメント業務に従事する業務従事者は、受注者（企業グループの場合は、その構成員のいずれか）と直接の雇用関係がある者とし、専任・常駐とすること。
- 巡回点検に従事する業務従事者は、ビルメンテナンス等の業務に通算5年以上の実務経験を有し、本業務に必要な技術力を有する者を選任する。
- 本市内に1箇所以上の業務拠点を設置すること。
- 業務拠点には、1回線以上の電話、1回線以上のファクシミリ、インターネット通信回線（メールアドレスを含む。）を設置すること。
- 対象施設において、年間1回以上の巡回点検を実施すること。
- 対象施設の劣化状況を定量的に評価すること。
- 施設カルテを作成すること。
- 少なくとも平日（月～金）の午前8時30分から午後5時15分までの間、業務拠点を運営すること。
- 不具合箇所やその復旧等はデータ管理を行い、本市と随時共有するものとし、契約終了時は、コンテンツを本市に提供すること。

2 委託料の支払いについて

- マネジメント経費、修繕経費の支払いの最小頻度は、月次とする。
- マネジメント経費は、一定期間ごとに均等額とする。（月次で支払う場合は、毎月一定額。）
- 修繕経費は、受注者の希望に応じて、事前に概算払いを受けることが出来るものとし、その場合における精算頻度は協議による。
- 修繕経費は、その要した経費（再委託先に支払った経費）と同額のみ本市に請求

できるものとする。ただし、再委託先が消費税及び地方消費税の免除事業者である場合は、要した経費に該当額の100分の10に相当する額（円単位未満切捨て）を加算した額を請求することができるものとする。

- 再委託業者への支払いは、当該修繕の完了後、その翌月末までに行うものとする。